

訪問看護医療情報連携加算に伴うウェブサイト掲示について

当事業所は、2026 年度診療報酬改定において新設された「訪問看護医療情報連携加算」の算定に必要な体制を整備し、東海北陸厚生局へ届出を行っております。

●加算の概要

在宅で療養を行っている通院が困難な利用者に対し、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、連携する保険医療機関等の多職種と ICT を用いて記録した診療情報等を活用し、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価する加算です。

●施設基準

- 1.記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- 2.診療情報等の共有は、利用者、その家族又は連携機関(以下「参加者」という。)のうち利用者が同意した者のみにおいて行われること。
- 3.参加者の範囲が随時設定可能であること。
- 4.参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示される ICT を用いること。
- 5.参加者が常時必要な診療情報等を共有できること。
- 6.一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。
- 7.連携機関(特別の関係にあるものを除く。)の数が5以上であること。
- 8.ICT を用いた連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示し、掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

●算定内容

訪問看護医療情報連携加算：月 1 回 1,000 円(医療保険)※9 月 1 日より算定開始いたします。

●使用している ICT ツール：メディカルケアステーション(MCS)

●連携実績のある機関

連携機関の名称	連携機関の種類
おひさま在宅診療所	保険医療機関
だいちニューロクリニック	保険医療機関
おかにし内科糖尿病・甲状腺クリニック	保険医療機関
藤枝市家庭医療センター(藤枝みんなのクリニック)	保険医療機関
あうるクリニック藤枝	保険医療機関
焼津市立総合病院	保険医療機関

本加算に関するご不明点がございましたら、スタッフまでお声掛けください。

2026 年 8 月 1 日 訪問看護ステーションフォレスト藤枝